

大審院刑事判例

▲毀棄ト重大ナル事實誤認

右毀棄被告事件ニ付大正十五年八月十七日盛岡地方裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シタリ因テ決定スルコト左ノ如シ

附着シテ居リマス御覽ヲ願フマスト云ヒ自ラ進シテ自己ノ着衣ニインキノ附着セル部分ヲ警察官ニ示セリト記載セル如キハ全ク虚偽セルモノナリト見出し何トナレハ被告ハ警察官ニ出頭セントスルニ當リ自己ノ犯行ヲ隱蔽セントスルハ人情ナルニ殊更ニ赤インキノ附着セル衣類ヲ着用スヘキ管ナキヲ以テナリト認

キ意見當ラス(キ)本件ノ動機トシテ被告ハ被害者方ヨリ借財アリテ被害者ノ夫敬一ハ財産差押ヲナス旨聞知シタリト被告ハ警察官ニ於テ供述セルモ之ニ符合セル事實ナシ(ハ)被告ノ着用セル領置ノ衣類ニ赤インキノ點在セルアリ然レトモ其ノ點在ハ後方背筋ノ下ニアリ若シ果シテ被告ハ警察官ニ於テ供述セル如ク牽

シタリト(三)三品敬一方ニ於テ果シテ赤インキ二個紛失シタリヤ大ニ怪ムヘキ點アリ被告ノ夫太兵衛ハ夏谷龍太郎ト共ニ敬一方ニ果シテインキヲ失ヘシヤ否ヤヲ探索セントシ敬一方ニ其承認ヲ求メタルニ之ニ應セザリシ點ヨリ推スルニ大ニ疑フヘキモノアリ(四)本件ノ如キ犯罪ハ其動機ハ色情關係ニ基クモノ多シ被害者キタハ三品敬一方ニ嫁スル以前三人ノ婚候補者アリ殊ニ高橋利平ハキタニ甚クシク

大審院刑事判例

▲毀棄ト重大ナル事實誤認

高橋利平一上告趣意書第一點原判決ニハ事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由存ス第一原審判決ノ證據說明自體ニ對シテ已ニ事實誤認ノ疑顯著ニ存ス原審證據說明ニハ三品敬一方ノ證言ニ依リ先ツ同人家衣類ヲ着シタルトキ赤色ノ汚點附着シ居ラス先方ニ着シタル後之アルヲ發見シタリト事實ヲ確定シ次テ刀根サカノ警察官ニ對シテ供述ニ依リ該汚點ハキタ宅ヨリ田町廻角迄ノ間ニ於テ(該汚點ヲ)生シタリト斷シテ更ニ被告ノ供述トシテ被告ハ衣類ヲ着掛タル爲右キタニ近ツキテ其ノ間ヲ步行シタル事實ヲ綜合シテキタノ所爲ナリト斷定シタル

ルコトノ疑濃厚ナルト被告者キタノ素行果シテ正シキヤ否ヤ同人ニ對シテ色情關係又ハ縁談等ノコトヨリ恨ヲ抱ケ者無キヤ否ヲ疑フヘキモノアリキタ自身ノ供述トシテ「私カ嫁入前ノコトニカカ小原藤次ト云フ人カ使ニ來テ女客カ双葉ニ居テ用カアルカラト云ヒマシタカ私ハ双葉ニ行ツテ見マシタルコトハ高橋利平ト云フ男カ居リマシタル故ロカ前ニ用カナイ

キカケラレルナヨ頭カラ泥ヲカフセラレルナヨ」ト叫フノ開キマシタルト證言ト綜合スルトキハ多勢ノ見物中ニキタニ對シ不快ノ感スル者アリ同人ニ對シ何事カ爲サントスル者ノ存シタルコトヲ察シ得ヘク殊ニ「インキ掛ケラレルナ」ノ言葉ニ至リテハ本件事案ノ眞犯人ハ多勢ノ見物人中ニ存シタリト疑ヲ濃厚ナラシムルモノト云ハサルヲ得ス右及川ノ證言中ノ人ニ該當スヘキ證人菅原キヨハ此ノ事實ヲ否定セリト雖モ斯ノ如キハ決シテ容易ニ肯定シ得ヘキ事柄ニアラサルヲ以テ同人カ否定シテハトテ直チニ及川ノ證言ニ對シテ事實之レ無シト爲スヲ得

疑ヲ濃厚ナラシムル事實存スル以上事實誤認ノ疑顯著ニ存スルコト云フヘク更ニ尙微細ニ觀察スルトキハ左ノ如キ疑ハシキ點存ス(イ)被告ノ態度極メテ平靜ナリシト被告ハ衣類ヲ着掛タル時手ヲ以テ傘ヲ差掛ケ他ノ手ヲ以テ同人ノ手ヲ握リツツ進行シタルコトハ爭ナキ事實ニシテ寄意ヲ挾ミ次ノ瞬間ニ於テ犯行ヲ爲サントスル者ノ態度トシテ到底之ヲ首肯スルコトヲ得ス又同人カキタニ別レテ後下駄商伊藤徳四郎方ニ立寄り下駄ノ妻皮ヲ購ヒ手ツカラ代金ヲ支拂ヒタル事實亦本件ニ於テ爭ナキコトニシテインキノ附着ニ於テ注キ掛ケタル犯人トシテハ其ノ手其ノ衣類等ノ汚染セルコトヲ恐レ犯行後直チニ他家ニ立寄カキコトハ之ヲ爲ササルヲ通常トス又被告ハ其ノ後直チニ被害者方ニ赴キ而シテ後自宅ニ立歸ヘルコトモ本件ニ於テ爭ナキコトニシテ之ノ亦

大審院刑事判例

▲毀棄ト重大ナル事實誤認

開テ放テ此ノ犯行ヲ爲シ遂ケタリト認ムル外ナク決シテ容易ニ爲シ遂ケ得サルモノナルコトヲ思ハシム...

シタル赤色流動物ヲ以テ本件犯行ヲ爲シタリト認定スルコトハ極メテ稀有ノ場合ヲ想像スルモノニシテ妥當ト爲ス...

者ノ着類ニ添ミタル赤色流動物カインキナリト認定スヘキ證憑一モ存セス唯關係者カ肉眼ニ見テインキナルヘシト云ヒ染物業者カインキナルヘシト云ヘルニ過キ...

ト思料ス先ツ該證取書ノ成立シタルハ一月二十四日ナルニ拘ハラス其ノ前日即チ一月二十三日作製ニ係ル申書ノ内容ヲ見ルニ殆ント被告人ニ對スル證取書ト其ノ内容ヲ同シスルモノアリ...

白シタル者ノ態度ト認メ難シ要スルニ本件唯一ノ直接證據有罪ノ心證資料ト認ムヘキ被告人ノ警察署ニ於ケル證取書...

タリ因テ更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ (主文) 原判決ヲ破毀ス、被告人末松ヲ懲役十月ニ處ス、但シ三年間右刑ノ執行ヲ猶豫ス

スル部分ノ偽造ヲ完成シ即日前記大橋七之助方ニ於テ之ヲ真正ニ成立シタルモノノ如ク製ヒ同人ニ交付シテ行使シ七之助方欺因シテ同人ヨリ借用名義ノ下ニ金百圓ヲ受取リテ之ヲ騙取シ、(三)其ノ遊蕩ノ資金ヲ得ル爲メ同年七月三羽孫右衛門ニ依頼シ同人ヲシテ青木勘助所有ニ...

屋地方裁判所ノ公判廷ニ於テ右事件ノ在廷證人トシテ宣誓ノ上夫々其旨虚偽ノ證言ヲ爲サシメタルモノナリ而シテ以上被告ノ私文書偽造其ノ行使詐欺及偽證取書ノ各所爲ハ夫々犯意繼續ニ係ルモノトシ證據ヲ按ズルニ、右事實中判示第一事實ニ付テハ被告人カ當廷ニ於テ判示第一事同趣旨ノ供述ヲ爲ス...

情狀ト執行猶豫

大正十五年(レ)第六六一號

本籍愛知縣碧海郡刈谷町大字小山百二十一番戸 住居名古屋市南區熱田神明前百三十三番地 銀治職 岡田 末松

右私文書偽造行使詐欺偽證取書被告事件ニ付大正十五年三月十七日名古屋地方裁判所ニ於テ言渡シタル第二審判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ爲シ本院同年六月十六日事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ爲シ

シ大正十四年二月二十一日前記浮島ノ住居ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ借主被告人名義同市南區笠守町七ノ割四十五番地大橋七之助宛ノ金額百圓ノ借用證書ニ前記門牌いさノ氏名ヲ冒署シ其ノ名下ニ同人ノ印章ヲ捺捺シいさニ於テ右債務ノ保證ヲ爲シタル旨記載シ該借用證書中いさニ關シタル旨記載シ該借用證書中いさニ關

シ大正十四年二月二十一日前記浮島ノ住居ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ借主被告人名義同市南區笠守町七ノ割四十五番地大橋七之助宛ノ金額百圓ノ借用證書ニ前記門牌いさノ氏名ヲ冒署シ其ノ名下ニ同人ノ印章ヲ捺捺シいさニ於テ右債務ノ保證ヲ爲シタル旨記載シ該借用證書中いさニ關

大審院刑事判例

▲情狀ト執行猶豫

大審院刑事判例

▲放火未遂ト科刑ノ失當

示大橋七之助方ニ行キ同人ニ對シ明日ノ私文書偽造行使詐欺罪ノ事件ニ付公判カ...

告人カ其ノ家業タル銀治職ノ資金ニ窮シ借入金ヲ爲スニ際シ一旦實母門脇いさ...

一意識慎家業タル銀治職ニ精勵シ以テ養家ノ生計ヲ扶ケ只管前非ヲ悔悟シ居ルコ...

十六日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ原審辯護人落合芳藏、高田六司、...

放火未遂ト科刑ノ失當

大正十五年(レ)第一三四二號 裁判長判事 磯谷 幸次郎 判事 宮本 力之助...

偽造爲替券ト所有者

偽造爲替券ハ法禁物ニシテ何人ノ所有ニモ屬セザルモノトス 大正十五年(レ)第一四六八號...

被告ノ手中ニアリト雖被告ノ所有ニ屬セス被告ノ所有ニ屬スルモノナルヲ以テ...

犯罪ノ證明ナシ

大正十五年(レ)第一二四號 裁判長判事 島田 鐵吉 判事 西川 一男...

本籍並住居徳島縣板野郡撫養町岡崎字二等道路西百十三番地醬油醸造業...

擬律ノ錯誤

十株券十枚ハ中九枚ハ被告ノ詐欺ノ手段ニヨリ繁シテ之ヲ交付セシメタルモノ...

大審院刑事判例

▲偽造爲替券ト所有者▲擬律ノ錯誤

アリ仍テ原院ニ於テハ之等ノ事情參酌ノ上被告ノ對シ減刑ノ上刑ノ執行猶豫ヲ...

裁判長判事 島田 鐵吉 判事 西川 一男 判事 西郷 陽

大正十五年十一月九日 大審院第六刑部 裁判長判事 島田 鐵吉 判事 西川 一男...

大正十五年十月二十六日 大審院第六刑部 裁判長判事 島田 鐵吉 判事 西川 一男...

大審院刑事判例

▲詐欺ト重大ナル事實誤認▲犯情ト執行猶豫

詐欺ト重大ナル事實誤認

大正十五年(レ)第一六七〇號

本籍群馬縣北甘樂郡高田村大字八木連三番地

住居同縣高崎市弓町七番地仲立業

岩井 彌平

(明治十六年九月三日生)

法警察官並ニ檢事ニ對スル聽取書ニ依リハ全然公訴事實ヲ自白セルカ如シト雖仔細ニ該自白ヲ原審公判調書中證人頼光留義岡山田トキノ供述記載ト對照スレバ右自白ノ證據價值極メテ薄弱ニシテ第一審公判以來被告カ其ノ自白ヲ取消シ記録中更ニ指信スヘキ補充證據ナキ本件ニ在リテハ極シク該自白ノミヲ採テ犯罪ノ證明アリタリト云フコトヲ得サルノミナラス却テ當院ノ囑託ニ依リ高知區裁判所カ取調ヘタル證人小松覺治ノ訊問調書ノ供述記載ニ依リハ頼光留義ノ病氣ハ疫癘ニ非シテ急性胃腸炎ナリシコトヲ窺知スルヲ得ヘキカ故ニ被告カ前記後述ヲ疫癘ト診斷シタルハ誤診ニシテ他人カ果シテ傳染病患者タリシヤ否ヤ疑ナキ能ハサルナリ要之醫師傳染病患者ヲ診斷シタリトノ事實ノ證明確定ナラサルヲ以テ本件犯罪ノ證明ナキモノトシテ被告ニ對シテハ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス然ルニ原審ニ於テ被告カ傳染病預防法違反被告事件ヲ確定スヘキ證明アリトシテ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ事實誤認ノ失當アルモノトス是レ原判決ノ破毀ヲ免ラサル所以ナリ因テ刑事訴訟法第四百四十八條第四百五十五條第三百六十二條ニ依リ主文ノ如ク判決ス

右業務上横領公正證書原本不實記載行便詐欺大正十一年群馬縣令第二十六號違反被告事件ニ付大正十五年九月二十九日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告カ上告ヲ爲シタリ因テ檢事溝淵孝雄ノ意見ヲ聽キ決定スルコト左ノ如シ(主文) 本件ニ付キ事實ノ審理ヲ爲ス(理由) 辯護人池田光之丞上告趣意書原裁判所ノ判決ノ第三二日ク組合員トシテ組合ヨリ給付ヲ受テヘキ家トシテ高崎町七番二及四ニシテ一坪家建一棟坪十六坪七合五勾ヲ建築シ此ニ接近シテ自費ヲ以テ五千五百圓ノ二階建一棟一坪二合五勾ノ二階坪十坪建築シ云々同年七月廿六日弓町七番地ノ二乃至五ニ鐵筋コンクリート造スレート葺平家建坪四坪付屬木造瓦葺鉛葺二階建一棟坪廿四坪七合二階坪八坪ノ建物ヲ有スルモノノ如ク虚偽ノ登記ヲナシ全部自己ノ物ノ如ク其實所有ニ係ル宅地九坪ト共ニ同年八月二日興信銀行ニ抵當登記十月三十日迄ニ五千圓ヲ騙取セキ云々右判決ノ組合ヨリ給付ヲ受テヘキ家トシテスレート葺平家一棟ヲ獨立建築シタルカ如ク判決セルハ重大ナル事實ノ誤認也其事由左ノ如シ被告カスレート葺平家建坪十六坪七合五勾ヲ組合ヨリ爲ニ建築シタルカ云ヒ

シテハ其カ偽リニテ虚偽ナリ獨立シタル其家屋ハ無之也地地ニ就キテ視レハ一目瞭然ニテ民衆ハ判決カ事實ト反スル事ヲ笑フ也被告ハ何故何事カ右ノ誤リヲ來ス様ニ申立シヤ此ハ組合長トシテ金圓ヲ借用セル體面上組合ノモノト何レノ家カ指ササルヘカラス此體面上其實自己カ本家ニ階作り支障四坪鐵筋コンクリート其他ハ廻リ庇シ十六坪ノスレート葺ナル家屋中ノ庇ノ部分ヲ指シテ此部分ヲ組合ノ借用金二千五百圓ヲ建テタリ此部分カ組合ノモノ也偽リタルモノ也故ニ實地檢證セハ本家ハ二階建ノ築造ニテ其他ハ庇シタル居ル一家屋ナリ不可分體ナリ然ルニ其實地ヲ極メシテ被告カ組合ニ對スル申譯ニ偽リノ陳述ヲナシタルヲ以テ直ニスレート葺ノ十六坪ノ平家アル如ク誤判ヲナシタルハ誤謬ノ甚シキモノナリ即不可分物ヲ可分物ト判決スルハ重大ナル誤謬也此立證ハ實地檢證ヲセハ直ニ判明ス而シテ株式會社興信銀行ニ抵當ニシタルハ事實ノ通りニシテ自己ノ建築ニテ登記ヲナシ抵當ニセシモノ故登記法ニヨリ少シモ銀行ニ損害ヲ與ヘス害ナキ詐欺罪成立スルモノニアラス此點ニ對シ原審ハ詐欺罪アリトシタルハ不法ナリト云ヒ辯護人山田喜久雄上告趣意書第三點第二審判決ハ「同年二月頃自ラ組合員トシテ右組合ヨリ配給ヲ受テヘキ家屋トシテ組合資金二千九百圓ヲ以テ高崎市弓町七番地ノ二及四ニシテ一坪家建一棟坪十六坪七合五勾ヲ建築シ之ニ接着シテ自費金五千五百圓ヲ投シテ木造二階建一棟坪十一坪二合五勾ノ二階ヲ築造シタル處右組合ノ所有タルヘキ家屋ヲモ自己ノ家屋ノ如ク裝ヒ右二棟ヲ共同擔保トシ

テ金圓ヲ融通ヲ計ラントシ云々」トアルニ刑法第二四六條第一項各適用シタルハ事實ヲ曲解シテ不當ニ法則ヲ適用セルモノト云ハサルヘカラス蓋シ本件家屋ハ被告カ自費ヲ以テ築造シタル大ナル二階建家屋ト接續シ完全ニ一體ヲ爲スヲ以テ民法ノ附合ノ原則ニ依リ被告カ所有ニ屬スルモノナル事法律上明瞭ナリ然ルニ第二審判決ハ之ニ付キ詐欺ノ法條ヲ適用セルハ正ニ不當ニ法則ヲ適用セルモノト云ハサルヘカラスト云フニ在リ(判決理由) 仍テ一件記録ヲ精査スルニ原判決ニ重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フヘキ顯著ナル事由アリト認ムルニ足ルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十三條ニ則リ主文ノ如ク決定ス

犯情ト執行猶豫

大正十五年(レ)第一九九號

本籍並住居山形縣西村山郡左澤町大字左澤八十八番地置物仲買業

松田 藤助

右詐欺被告事件ニ付大正十五年七月十四日山形地方裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告カ上告ヲ爲シタリ因テ當院ハ同年十月七日宣告シタル事實審理決定ニ基キ更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如ク

- 裁判長判事 牧 野 菊之助
判事 藤 波 元 雄
判事 清 水 孝 藏
判事 佐 藤 共 之
判事 河 邊 久 雄

大審院刑事判例

▲保管スル他人ノ金員ノ不注意費

保管スル他人ノ金員ノ不注意費

大正十五年(レ)第一四六四號

本籍島根縣安藝郡川合村大字川合千八百八十六番地

住居同縣安藝郡川合村大字川合千八百八十六番地

岩谷 彌三郎

(當五十二年)

(主文) 原判決ヲ破毀ス、被告人ヲ懲役四月ニ處ス但本判決確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶豫ス、押收品中證第三號二十四紙幣七枚證第四號十四紙幣十六枚ハ之ヲ被害者(左澤銀行)ニ還付ス(理由) 當院ノ認定シタル事實及之ニ對スル證據示ハ原判決ノ記載ト同一ナルヲ以テ之ヲ引用ス、之ヲ法律ニ照スニ被告カ所爲ハ刑法第二百四十六條第一項ニ該當スルヲ以テ同法條ニ定ムル刑罰ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四月ニ處シ犯情刑ノ執行ヲ猶豫スルヲ相當ナリト認ムルヲ以テ刑法第二百五條ニ依リ三年間右刑ノ執行ヲ猶豫ス押收品主文記載ノ物件ハ刑事訴訟法第三百七十三條第一項ヲ適用シ之ヲ被害者ニ還付ス、仍テ同法第四百四十七條第四百四十八條ニ依リ主文ノ如ク判決ス

住居同縣安藝郡川合村大字川合千八百八十六番地 岩谷 彌三郎 (當五十二年) 右業務上横領被告事件ニ付大正十五年七月二十四日札幌控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告カ上告ヲ爲シ當院ハ同年十月二十五日事實審理開始ノ決定ヲ爲シタリ因テ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ(主文) 原判決ヲ破毀ス被告人ヲ懲役六月ニ處ス但三年間該刑ノ執行ヲ猶豫ス(理由) 辯護人山田辰之進、浦本貫一、板谷長太郎、上告趣意書第三點辯護人山口貞昌上告趣意書第三點ハ理由アリ原判決ノ破毀ヲ免レサル事ハ事實審理開始決定ニ於テ説明スル所ノ如クナルヲ以テ進テ本案事實ヲ審理スルニ被告人ハ有限責任榮信信用組合ノ組合長トシテ同組合ノ金錢出納及保管等ノ事務ニ從事中大正十三年中ヨリ大正十五年一月二十六日迄ノ間ニ犯意繼續ノ上當時同組合ノ事務所ナル肩書居宅ニ於テ業務上保管シ居リタル同組合ノ金二千五百九十四圓五十六錢二厘ヲ居村其他ニ於テ數十回ニ擅ニ自己ノ用途ニ費消シ以テ之ヲ横領シタルモノナリ右事實中犯意繼續ノ點ヲ除クノ外ハ被告カ當院公廷ニ於テ爲シタル其旨ノ自白ニ依リ之ヲ認ムルニ足リ犯意繼續ノ點ハ短期間ニ同種行為ヲ反覆シタル事蹟ニ徴シ之ヲ認ムルヲ得ルヲ以テ右犯罪事實ハ其ノ證明十分ナリトス、之ヲ法律ニ照ラシニ被告人ノ所爲ハ刑法第二百五十三條第五十五條ニ該當スルヲ以テ右第二百五十三條所定ノ刑罰範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六月ニ處スヘキモノトス而シテ被告

人ノ素行所犯情狀等ヲ審査スルニ被告人ハニタ會テ刑罰ニ觸レタルコトナキハ勿論善性温順素行亦善良胆勉家業ニ勵ミ漁業組合等ノ公職ニ居ルコトアリ盡瘁勤カシタルコトハ一件記録ニ依リ明カナル其金員ヲ貯フルノ設備ナク之ヲ自家金員ト共ニ自家ノ金庫ニ雜藏シアリタル等ノ事情ヨリ不圖之ヲ家業ノ資等ニ費消スルニ至リタルモノニシテ眞ニ偶發的犯罪ニ係リ又其橫領金員ノ費途ニ遊蕩其他ノ非行ノ資ニ充テタルカ如キモノトハ同日ニ論スヘキニアラス且被告人ハ本件ノ事發覺スルヤ直チニ罪ヲ組合當務員ニ謝シ自家ノ全財産ヲ擧ケテ之ヲ組合ニ提供シ以テ辨償ニ當テ總組合員亦組合ニ對シ被告カ從來ノ勤勞ノ功ヲ認メテ被告人ノ爲メニ出捐スル所アリ組合被害ノ大部ハ既ニ填補セラレ其殘部モ被告人ニ於テ辨償ノ方法ヲ確約シ爾後誠實ニ着々之ヲ實行シツツアルコト亦一件記録ニ徴シ明瞭ナルハ辨償ノ完済ハ期シテ待ツヘキノミナラス被告人ハ犯後大ニ其非ヲ悔イ謹慎ノ誠ヲ致シ居レルト被告人ノ當院公廷ニ於ケル供述及態度ニ依リ之ヲ認メ得ヘキヲ以テ被告人ニ對シテハ刑ノ執行ヲ猶豫ヲ與フルヲ相當ナリト認メ刑法第二百五條ニ則リ三年間右刑ノ執行ヲ猶豫スルノ言渡ヲ爲スヘキモノトス、以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十七條第四百四十八條ニ依リ主文ノ如ク判決ス

檢事矢追秀作關與 大正十五年十一月二十九日 大審院第二刑事部 判事 橫 村 米太郎

- 裁判長判事 新 保 勘解 判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛

大審院刑事判例

▲嬰兒殺ト犯情ト執行猶豫

嬰兒殺ト犯情ト執行猶豫

大正十五年(レ)第一四八號

本籍島根縣安藝郡川合村大字川合千八百八十六番地

住居同縣安藝郡川合村大字川合千八百八十六番地

高 垣 正太郎

(明治十九年十二月二日生)

右殺人被告事件ニ付大正十五年四月三十日廣島控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ申立テ其ノ申立ノ理由アルコト當院カ言渡シタル事實審理ノ決定理由ニ示ス如クナルニヨリ當院ハ該決定ニ基キ更ニ事實ヲ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ(主文) 原判決ヲ破毀ス、被告人ヲ懲役二年間右刑ノ執行ヲ猶豫ス訴訟費用ハ被告人ノ負擔トス(理由) 被告人ハ大正十三年末古田吉三ト内縁ヲ結ビ同棲シ大正十四年五月意合ハスシテ離別セシカ當時吉三ハ被告人ノ胤ヲ宿シ居リシヲ以テ被告人ハ分曉ノ際ニ胤産兒ヲ引取ルヘク約諾シタルニ基キ同年十二月十日女兒ヲ分曉スルヤ同年十六日人ニ託シテ突然該嬰兒ヲ被告人方ニ寄越シタルヨリ貧困ナル被告人ハ其ノ處置ニ當惑セルト同時ニ當時被告人ノ内縁ノ妻タル立石たけニ對スル遺囑トヨリ

大正十五年(レ)第一四八號 本籍島根縣安藝郡川合村大字川合千八百八十六番地 住居同縣安藝郡川合村大字川合千八百八十六番地 日 原 隆 高 垣 正太郎 (明治十九年十二月二日生)

- 裁判長判事 新 保 勘解 判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛
判事 尾 佐 竹 猛

大審院刑事判例

改換ノ情顯著其ノ他ノ情狀ニ因ル執行猶豫

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

改換ノ情顯著其ノ他ノ情狀ニ因ル執行猶豫

大正十五年(九)第九二二號

判決

本籍千葉縣印旛郡木下町字竹袋千四百十四番地 住居東京市下谷區龍泉寺町百二十番地 古物商

加藤 信 義

シテ竟ニ嬰兒ヲ死ニ致シテ右ノ苦境ヨリ脱セント決意シ同月十八日夜ヨリ同月二十三日迄ノ間被告人肩書ノ居室ニ於テ其ノ扶養スヘキ右嬰兒ノ生存ニ必要ナル母乳ヲ搾ラシテ餵養ノ状態ニ陥ラシメ因テ同二十三日午前九時之ヲ死ニ致シ殺害シタルモノナリ、以上ノ犯罪事實ハ被告人ノ否認ストコロナシ、被告人ニ對スル第一回及第二回豫審訊問書ニハ同旨ノ犯行自供録取アリ、被告人吉田久ニ對スル豫審訊問書ニハ自分ト被告人トノ間ニ産シタル嬰兒ハ非常ニ丈夫ニシテ且元氣ナリシカ約東ニ基キ分曉後一週間程経タル大正十四年十二月十六日母等ニ託シテ被告人方ニ引渡シタル旨ノ供述記載アリ、醫師佐々木市市作成ノ鑑定書ニハ剖檢所見ノ如ク嬰兒ノ消化管ノ空虚ハ餓餓ヲ證スルニ足ル死因ハ死後數日間授乳ヲ缺キシニ保溫ノ不足カ加ハリシコトニ存スモノト断定スル旨ノ記載アリ之等ノ證據ニヨレハ被告人ノ犯行否認ハ其ノ謂レナク前示犯罪事實ノ證明アリタルモノト謂ハサルヲ得ス

大正十五年十月廿五日

檢事官崎野一關與

ノ贓物タルコトヲ知リナカラ被告肩書ノ住居ニ於テ常蔵ヨリ買入レ、第二意思繼續シテ同十四年一月十日頃常蔵カ右長文外一名ヨリ情ヲ知ツテ買入レタル同人等窃取ノ銅線約五十貫ヲ右常蔵買入ノ即日其ノ贓物タルコトヲ知リナカラ被告肩書ノ住所ニ於テ常蔵ヨリ買入レ、第三、尙意思ヲ繼續シテ同十四年一月十二日頃右常蔵カ渡邊四明ヨリ情ヲ知ツテ買入レタル同人窃取シタル丸銅百四十貫ヲ常蔵買入ノ即日贓物タルコトヲ知リナカラ被告肩書ノ住所ニ於テ常蔵ヨリ買入レタルモノナリ證據ヲ按ズルニ被告力原審相被告野中常蔵ヨリ同人カ各判示ノ如ク買入レタル物盗ノ贓品ヲ買受ケタル事實ハ被告カ當廷ニ於テ之ヲ自供シタルニ依リ常蔵及被告カ其ノ盜贓タルコトヲ知リナカラ之ヲ買受ケタル事實ハ被告カ當廷ニ於テ最初ハ氣付カサリシモ中途ヨリハ怪シク感ゼシモ其ノ出所ヲ糺サスシテ買入レタル旨ノ供述矢浪米ニ對スル司法警察官取書(大正十四年二月十六日付)中自分等カ窃取シタル銅線ヲ野中ノ指揮ニテ(龍泉寺加藤方ニ運搬賣却シタリ加藤力途中荷物ヲ竊換ヘテハ發覺スル虞アリト申シタル故大正十五年十一月二日自分等窃取ノ銅線一旦南千住ニ運搬シ更ニ荷馬車ニ積替ヘ龍泉寺ノ加藤方ニ持テ行キ其後ノ分モ同様ニ積替ヘタル旨ノ供述記載根拠長文ニ對スル司法警察官取書(大正十四年二月十九日付)中大正十四年一月十日外一名ト共ニ新銅線三束ヲ盜ミ野中カ行キ夫レヨリ龍泉寺ノ加藤方ニ行キ之ヲ買ヒ取リ買ヒタルカ加藤ノ主人及野中ハ自分等カ盜ミ行キタルコトヲ知リ居リタル旨ノ供述記載ヲ綜合シテ之ヲ認

大正十五年十月廿八日

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

檢事官崎野一關與

大正十五年十月廿八日

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

檢事官崎野一關與

大正十五年十月廿八日

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

檢事官崎野一關與

大正十五年十月廿八日

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

檢事官崎野一關與

大正十五年十月廿八日

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

檢事官崎野一關與

大正十五年十月廿八日

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

檢事官崎野一關與

大正十五年十月廿八日

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

犯情憫諒スヘキ事情卜酌量減輕

大正十五年(九)第一一八七號

判決

本籍並住居鳥取縣八頭郡池田村大字吉川六百六十七番地木馬鏡

川 村 覺 五 郎

新太郎

杉 本

新太郎

右傷害致死被告事件ニ付大正十五年六月十八日廣島控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人等ハ上告ヲ爲シ同年九月二十八日當院ハ事實審理ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ言渡シタリ因テ刑部訴訟法第四百四十四條第一項ニ依リ更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

大正十五年(九)第一一八七號

判決

本籍並住居鳥取縣八頭郡池田村大字吉川六百六十七番地木馬鏡

川 村 覺 五 郎

新太郎

杉 本

新太郎

右傷害致死被告事件ニ付大正十五年六月十八日廣島控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人等ハ上告ヲ爲シ同年九月二十八日當院ハ事實審理ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ言渡シタリ因テ刑部訴訟法第四百四十四條第一項ニ依リ更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

大正十五年(九)第一一八七號

判決

本籍並住居鳥取縣八頭郡池田村大字吉川六百六十七番地木馬鏡

川 村 覺 五 郎

新太郎

杉 本

新太郎

右傷害致死被告事件ニ付大正十五年六月十八日廣島控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人等ハ上告ヲ爲シ同年九月二十八日當院ハ事實審理ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ言渡シタリ因テ刑部訴訟法第四百四十四條第一項ニ依リ更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

大正十五年(九)第一一八七號

判決

本籍並住居鳥取縣八頭郡池田村大字吉川六百六十七番地木馬鏡

川 村 覺 五 郎

新太郎

杉 本

新太郎

右傷害致死被告事件ニ付大正十五年六月十八日廣島控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人等ハ上告ヲ爲シ同年九月二十八日當院ハ事實審理ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ言渡シタリ因テ刑部訴訟法第四百四十四條第一項ニ依リ更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

大正十五年(九)第一一八七號

判決

右恐嚇未遂被告事件ニ付大正十五年五月十八日仙臺地方裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ爲シ其ノ上告ノ理由アルコト本件ニ付同年八月二日當院カ言渡シタル決定ノ如クナルカ故ニ同決定ニ因リ更ニ審理判決スルコト左ノ如シ

大審院刑事判例

改換ノ情顯著其ノ他ノ情狀ニ因ル執行猶豫

大審院第五刑部

裁判長 板倉 松太郎

判事 堀 榮一

判事 中 尾 芳 助

判事 淺 沼 彦 一郎

判事 吉 田 久

改換ノ情顯著其ノ他ノ情狀ニ因ル執行猶豫

大正十五年(九)第九二二號

判決

本籍千葉縣印旛郡木下町字竹袋千四百十四番地 住居東京市下谷區龍泉寺町百二十番地 古物商

加藤 信 義

シテ竟ニ嬰兒ヲ死ニ致シテ右ノ苦境ヨリ脱セント決意シ同月十八日夜ヨリ同月二十三日迄ノ間被告人肩書ノ居室ニ於テ其ノ扶養スヘキ右嬰兒ノ生存ニ必要ナル母乳ヲ搾ラシテ餵養ノ状態ニ陥ラシメ因テ同二十三日午前九時之ヲ死ニ致シ殺害シタルモノナリ、以上ノ犯罪事實ハ被告人ノ否認ストコロナシ、被告人ニ對スル第一回及第二回豫審訊問書ニハ同旨ノ犯行自供録取アリ、被告人吉田久ニ對スル豫審訊問書ニハ自分ト被告人トノ間ニ産シタル嬰兒ハ非常ニ丈夫ニシテ且元氣ナリシカ約東ニ基キ分曉後一週間程経タル大正十四年十二月十六日母等ニ託シテ被告人方ニ引渡シタル旨ノ供述記載アリ、醫師佐々木市市作成ノ鑑定書ニハ剖檢所見ノ如ク嬰兒ノ消化管ノ空虚ハ餓餓ヲ證スルニ足ル死因ハ死後數日間授乳ヲ缺キシニ保溫ノ不足カ加ハリシコトニ存スモノト断定スル旨ノ記載アリ之等ノ證據ニヨレハ被告人ノ犯行否認ハ其ノ謂レナク前示犯罪事實ノ證明アリタルモノト謂ハサルヲ得ス

大正十五年十月廿五日

檢事官崎野一關與

大審院刑事判例

▲犯情憫諒スヘキ事情ト酌量減輕

ハ私程酔テ居ラサリシ故同人ニ先ニ行キテ交渉ヲ爲シ髪レト頼ミ行カシメタルカ覺五郎ノ歸リカ途ク同人ノ弟傳吉カ兄ノ泣聲カスルト云フテ私新太郎、與太郎、傳吉等カ立上リ筋向フノ出張所ニ馳付ケタルニ覺五郎ハ血塗ニナリ頭ニ纏帯ヲ爲シ平尾カ頭ヲ殿ツテ承知セスト申居リ私達ハ自分達ヲ代表シテ賃金値上ノ懸合ニ米タモノヲ怎ンテ譯テ叩イタカト云ヒ平尾ニ蒐ツテ行カントシタルニ寺坂、田中等ニ止メラレ一旦其場ヲ引揚ケ與太郎宅ニ歸リタル旨ノ供述記載人藤原精一豫審調書中見平尾準一郎ヨリ聞キタルニ吉川ノ酒店ニテ酒ヲ飲ミタル際川村覺五郎カ石田由巳一寸喧嘩ヲ爲シ見カ事務所ニ寄り飲酒シタル所ハ覺五郎カ米テ石田ヲ殿ツタトカ殿ラヌト申シタルコトヨリ見カ石田トハ同シ小屋ニ居ル關係上立腹シ覺五郎ト喧嘩ヲスルコトニナリ他ノ人カ仲ニ入り一度ハ事濟ニナリシカ暫クシテ事務所ヨリ呼出サレ多勢ノ爲メニ殿ラレタル旨申シ居リタル旨ノ供述記載ニ徴シ之ヲ認メ得ヘク爾餘ノ判示犯罪事實中被告人新太郎カ平尾準一郎ノ所爲ニ對シ憤懣ノ情ニ勝ヘス判示ノ午後九時頃判示出張所ニ到リ準一郎ヲ誘出シ右出張所前道路ニ於テ同人ニ對シ争鬪ヲ挑ミ在合セタル判示杉ノ棒ヲ以テ同人ノ殿打シタルコトハ同被告人ノ當公廷ニ於テ自認スル所ナリ而シテ同被告人第一回豫審調書中私カ準一郎ヲ殿打シ居タル時徳松ハ鐵ヲ持來リ倒レテ居ル準一郎ヲ殿打シタル旨ノ酷イコトヲスルモノト思ヒタリ同人カ鐵ニテ殿リタル際カント音カシタ故頭ノ所ヲ殿リタルト思フ尙其場ニハ覺五郎等モ居タル旨ノ供述記載同被告人

人第四回豫審調書中喧嘩カアツタ覺五郎ハ私ニ俺ハ刺木ニテ準一郎ヲ殿ツタ申居リ喧嘩ノアツタ後二、三日ヲ經テ私ヨリ覺五郎ニ向ヒヒ前ノ爲ニ喧嘩ヲシタノタカラオ前カ責任ヲ負フ罪ヲ引受ケテ吳レト頼ムコトカアリマス其時同人ハ引受ケケタル申シ吳レシカ其意味ハ覺五郎モ下手人ノ一人ナル故私等ノ分迄引受ケル積リテ申シタルモノト解シ居タル旨ノ供述記載被告人徳松第一回豫審調書中川村與太郎方ニテ酒ヲ飲ミ居タル誰カ先ニ出テタカ覺ハサルモ皆テ飛ヒ出シ道路ニ出タ所已ニ新太郎ハ私ヨリ先ニ出テ居リ私ハ與太郎宅ニアリシ鐵ヲ以テ準一郎ノ倒レテ居ルノ上カラ二、三回殿リタルニ同人ハ倒レテ覺五郎ニ連レ行キタル旨ノ供述記載同被告人第四回豫審調書中覺五郎ハ自分飛出シ且喧嘩ノ現場ニ行合ヒ得タルモノニテ同人カ準一郎ヲ殿ツテ居ラスト云フ答ハアリマセヌ自分等ハ豫メ相談シテ喧嘩ヲシケケタノテハアリマセヌカ覺五郎カ準一郎ノ爲メニ殿ラレタカ爲メ同人ハ固ヨリ自分及新太郎モ準一郎ノ所爲ニ相當立腹シ居リ誰モカ準一郎ニ對シ復讐ヲ爲ス意思テ遺ツタモノトテ酒ニハ酔フテ居リ覺五郎ノ爲ヲ思ヒ斯様ナコトヲ爲シ殘念ニ思フ旨ノ供述記載被告人覺五郎第三回豫審調書ニ徳松新太郎ハ當夜私カ準一郎ノ爲メ傷付ケラレタコトヲ非常ニ憤慨シ居リ彼等二人カ事務所ノ方ヘ出テ行ツタノモ無論準一郎ニ對シ仕返シテ遺ツテヤラウト云フ考アツタノテ又私カ飛ヒ出シタルノモ徳松カ新太郎ト共ニ仕返スル考ナリ旨ノ供述記載被告人用中熊吉豫審調書中喧嘩ノアツタ翌朝自分カ覺五郎宅ニ見舞ニ行キシ際同人カ私ニ平尾カ來タカラ其處ニアツタ刺木ヲ以テ平尾ヲ殿リタル旨申シタル其場ニハ與太郎始メ覺五郎ノ兄弟モ居合セタル様思フ旨ノ供述記載、證人川村與太郎第二回豫審調書中覺五郎カ田中熊吉ノ訪問ヲ受ケシトキ自分ハ刺木ヲ以テ平尾準一郎ヲ殿打シタル旨申シタルコトハ相違ナキ旨ノ供述記載ヲ綜合スレハ被告人等カ執レモ準一郎ノ所爲ニ憤激シ同人ニ對シ復讐ヲ爲サンコトヲ企テ被告人新太郎カ判示ノ如ク單獨ニテ準一郎ト争鬪ヲ爲シ居タル際被告人覺五郎ハ坂本徳松ト共ニ喧嘩ノ聲ヲ聞キテ現場ニ馳セ加リ五ニ犯意ヲ共通シ判示ノ日時場所ニ於テ各自判示得物ヲ以テ判示ノ如ク協力シテ準一郎ヲ殿打シタルモノナルコトヲ認ムルニ足リ證人平尾カ豫審調書中準一郎ハ判示十一月二十五日一人ニテ自宅ニ歸リ來リシカ頭ヲ纏帯シ居リ喧嘩ヲシテ新太郎ト共ニツタト申シタル所カ其晩カラ非常ニ狂ヒ出シ智頭町ノ松原醫師ノ手當ヲ受ケシカ其甲斐ナク其後毎日ノ様ニ荒レ狂ヒ同月二十九日午後十時頃途ニ死亡シタリ同人死亡後傷口ヲ檢査シタルニ頭ノ三個ノ傷ノ中ノ一個ハ傷口モ廣ク深サモ深く中ニハ骨ノ様ナモノカ落チ込シテ居リ尚額、手、腰ノ邊ニモ澤山ノ傷口カアリタル旨ノ供述記載被告人藤田龜夫、小松邦太郎鑑定書中大正十四年十二月二十九日鳥取縣八頭郡富澤村大字新見字桐野元墓地ニ於テ亡平尾準一郎ノ屍體ヲ解剖ノ上其ノ死因傷害ノ部位程度ニ付檢査スレバ該屍體ハ腐敗シ居ラス死後尙ホ強直ノ狀態ニアリテ軟化ノ部分少ナク皮

(九〇)

ルモ刑ノ量定上大ナル斟酌ヲ加フルノ餘地ナシトセテ故ニ刑法第六十六條、第七十一條第六十八條ヲ適用シ同法第二百二十五條ノ刑ヲ減輕シタル範圍ニ於テ刑ヲ量定シ被告人兩名ヲ各懲役一年ニ處シ同法第二十一條ニ依リ各被告人ニ對シ第一審ノ未決拘留日數中五十日ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十八條、第二百三十七條第一項ニ依リ被告人等ヲシテ連帶負擔セシムヘキモノトス、以上說明スル如ク原判決ノ事實認定ニハ失當ノ點ナキモ被告人等ノ犯情憫諒スヘキ事情ノ存在セルニ拘ラス酌量減輕ヲ爲サス懲役二年ニ處シタルハ刑ノ量定重ニ失シタルモノニシテ原判決ハ之ヲ破毀スヘキモノトス因テ刑事訴訟法第四百十二條第四百四十七條、第四百四十八條、第四百五十五條、第三百五十八條ニ依リ主文ノ如ク判決ス

右殺人未遂被告事件ニ付大正十五年九月四日大阪控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ爲シタリ因テ決定スルコト左ノ如シ
(主文) 本件ニ付事實ノ審理ヲ爲ス(上告理由) 辯護人戸田保上告趣意書第二點刑ノ量定不當ナリ、事實認定ニ於ケル本辯護人ノ主張ハ單ニ見解ノ相違ニアラシテ各證據事實ニヨリ明白ニ推斷シ得ラルモノト信ス然ルハ本件ハ通常傷害罪トシテ第二百四條ヲ以テ論スヘキモノナリ被害兩名カ無損ノ徒トシテ不法ニ出テ被告カ情理ヲ盡シテ善處シタルヲ無視シ更ニ仲裁ニ入りタル義父ニ危害ヲ加ヘントシタルニヨリハ正義ニ立脚シテハ父子ノ至情ヨリシテ殺シタルモノニテ其動機實ニ同情シテ眞意ハ平和ノ裡ニ父ヲ救ハン爲ナルモ日本刀ヲ兇器ハ此レ自體不穩ナルニ之ヲ持出シタルハ實ニ被告ヲシテ不利ナラシメ顯著ナル誤認ヲ受クルノ憂アルハ實ニ遺憾トス(二)右ノ如キ事情ニヨリ犯行ナレハ刑法第二〇四條ニヨリ最モ輕キ刑ヲ選ビ第六十六條ヲ適用シ更ニ第三十六條ノ精神ヲ加ヘ被告ノ年齢改後ノ狀顯著ナル事實ヨリシテ其ノ前途アル青年ヲ思ヒ學力教養妻子姉弟等アル上ヨリ第三十五條ノ適用ヲ顯慮シ以テ具體的犯情ニ適合スヘキ刑罰ノ量定ヲナスヘキモノト信ス從テ本件ノ犯罪ハ成ルヘク執行猶豫然ルヘキヲ望ムモノナリニ、原審判決ノ如ク被告ノ所爲ヲ殺人未遂罪トシテ論スルモ刑ノ量定甚タ不當ナルノミナラス尙本件ハ其犯罪ノ動機客觀的事情ヨリシテ該行爲ハ刑法第三十六條ニヨリテ論スヘキモノト信ス(一)假リニ被告カ被害者南知利三郎並ニ上野

小太郎ヲ殺害スル目的ニテ切リ付ケタリトスルモカカル輕微ナル傷害程度ニ止マリ其逃走ヲムシ喜フカ如キ態度ヲ以テ敢テ追撃セザルノ事實ハ義父ヲ救フテテ急迫ナル事實薄キタル爲殺意ヲ拋棄シ相手ノ逃走ヲ見テ満足シタルカ如キハ所謂中止未遂ニシテ刑法第四十三條但書ヲ以テ論スヘキモノニシテ中止シタル犯罪ノ罪輕ニ從テ處罰スヘキモノナレハ第二百三十三條適用スルニ當リ留意スヘキモノトス犯罪ノ動機犯人ノ性格結果ノ輕微ナル事實等ヨリ見テ第九十七條所定ノ最低刑ヲ選ビ更ニ第四十三條但書ノ精神ニヨリテ輕減シ進ミテ被告ノ年齢學歴改後ノ狀顯著ナル事實等ヨリシテ第六十六條並ニ第二十五條ヲ適用スルヲ至當トス(二)被告ハ義父カ多勢ニ取リ巻カレ中ニ勝負スヘシト放言セルモノサヘアルヨリコハ急迫不正ノ侵害ナリト感シ防衛行爲トシテ日本刀ニ着眼シ以テ防衛行爲ニ着目シタルモノナリト見ルコトモ得ヘク少クモ第三十六條ノ精神ヲ以テ裁量スヘキモノナリ三、以上何レヲ論スルモ原判決ノ刑ノ量定ハ不當ニシテ被告ニ對シ苛酷ナルヲ免レト云フニアリ
(判決理由) 本件記録ヲ調査シ之ヲ案スルニ原判決ノ刑ノ量定ニ對シ甚シク不當ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト認ムルコトヲ得ヘク上告論旨理由アルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十三條ニ則リ主文ノ如ク決定ス

理由不備ノ違法
被告人ノ放火行爲ハ單ニ其ノ犯行ヲ論マサンカ爲ニ出テタルモノナリヤ又ハ燒殺ノ意思ニ出テタルモノナリヤ之ヲ確知スルヲ得ズ從テ原判決ノ擬律ノ當否ハ之ヲ檢査スルニ由ナキカ故ニ原判決ハ畢竟理由不備ノ違法アルモノトス
大正十五年(九)第一六〇四號
決定
本籍並住居栃木縣那須郡掛大字越堀八百五十五番地 農 高久 義平 (三十七年)
右放火殺人未遂住居侵入被告事件ニ付大正十五年九月二十日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人ヨリ上告ヲ爲シタリ因テ決定スルコト左ノ如シ
(主文) 本件ニ付事實ノ審理ヲ爲ス(上告理由) 辯護人星實一、田村秀雄上告趣意書第二點原判決ハ被告ノ本件犯行ヲ認定スルニ當リ「熱心ヲ起シ被告カ被害者高久傳吉ヨリ里銀銀行産野支店ニ支拂フ爲依託セラレタル金四百二十一圓ヲ領得シ且傳吉ニ對シ金七百圓ノ債務ノ支拂ヲ免レ又被害者家ニ對スル日頃ノ憐愍ヲモ情サシク殺害シ同居宅ヲ燒燬シテ其犯跡ヲ晦サントシテ金ト人住宅ニ侵入シ傳吉、タツ、文彌、キクエノ頭部又ハ面部ヲ刺薪ヲ以テ順次強打シタルモ殺害スルニ至ラズ重傷ニ因リ昏睡狀態ニ陥ラシメタリ尙同宅内米置場前ニアリタ

刑ノ量定不當

大正十五年(九)第一五六〇號

本籍兵庫縣攝津郡田村王子百四十四番地
住居大阪市港區鶴町二丁目七十二番
地小山崎次郎方、仲仕
玉田 武
(明治四十一年五月十日生)

大審院第一刑事部
裁判長 野 藤太郎
判事 遠 藤武治
判事 高 野 幸七郎
判事 久 保 久

大正十五年十一月十八日
大審院第二刑事部
裁判長 村 米太郎
判事 横 村 直通

大審院刑事判例
▲刑ノ量定不當▲理由不備ノ違法

(九一)

大審院刑事判例

▲泥酔上ノ傷害ト量刑不當

刺傷ヲ爲シ貸付スルコトヲ得シト答ヘ其後大泊支廳長ニ宛テ佐太郎カ移民ヲ連來ル...

大審院第三刑事部

裁判長判事 磯谷幸次郎

判事 宮本力之助

判事 日高要次郎

判事 鈴木秀人

判事 佐藤友藏

●泥酔上ノ傷害ト量刑不當

大正十五年(九)第一五五五號

決定

本籍茨城縣茨城郡竹原村大字竹原中郷八百七十七番地...

(九四)

ヲ爲シタリ因テ檢事平井彦三郎ノ意見ヲ聽キ決定スルコト左ノ如シ(主文) 本件ニ付事實ノ審理ヲ爲ス...

大審院刑事判例

▲證據調ヲ經サルニシテ採用シタル違法

ニシテ敏捷平素ノ行狀良好ニシテ當地ニテハ世評良親交者トシテ同字内太田清雄...

●證據調ヲ經サルニシテ採

大正十五年(九)第一四四六號

決定

右被告人貞作久五郎ニ對スル收賄被告入員輔吉文夫ニ對スル贈賄被告事件ニ付...

(九五)

(二)

貸料請求ト審理不盡	假處分假登記ノ一部抹消並 借賃債上請求事件	大正十四年 一〇六〇	大正十五年 三・一〇	四六	無盡講ノ世話人ノ權利義務	貸金請求事件	大正十五年 三七	大正十五年 四・二九	六七
事實認定ノ違法	石炭代金請求	同	同	四七	裁判ニ關與セザル判事ノ署 名	不當利得米返還請求	同	同	六八
重要ナル證據ノ遺脱	抵當權設定登記抹消登記申 請手續請求	同	同	四八	理由不備	抵當權設定登記請求	同	同	六八
保證債務成立ノ抗辯	損害賠償請求	同	同	四九	添加的債務ノ引受	貸金及求償金請求	同	同	六九
證據ニ基カサル事實ノ認定	利益金分配請求	同	同	五〇	審理ノ不盡ト差戻判決	小作米請求	同	同	六九
抗告ノ適格	親族會ノ決議ニ代ル裁判	同	同	五一	客觀的相當地代ト特別ナル 事情ニヨル相當地代	損害賠償請求	同	同	七〇
遊興費ト證據ニ依ラサル事 實	遊興費請求	同	同	五二	主張事實ノ誤	所有權移轉登記請求	同	同	七一
事實認定ノ違法	株式競賣代金不足額請求	同	同	五三	訴訟代理人ノ代理權ノ效力	損害要債請求	同	同	七二
準消費貸借ノ性質	貸金辨償請求	同	同	五四	類似商標ノ登録	商標登録拒絶査定不服 利得償還請求	同	同	七三
所有權ノ確認ト理由不備	土地境界並所有權確認請求	同	同	五五	手形ノ利得償還請求權ト要 件	損害賠償請求	同	同	七四
主張事實ト遺脱	代金返還請求	同	同	五六	契約解除ノ要件	損害賠償請求	同	同	七四
立木ノ賣買ト過失ノ責任	損害賠償請求	同	同	五七	強制執行ノ執行ノ條件	損害賠償請求	同	同	七五
理由不備ノ判決	所有權確認及所有權移轉登 記履行並引渡請求主參加 手形債務履行並保證債務履 行請求	同	同	五八	門徒世話方ノ意義及職務權 限	不動產強制競賣	同	同	七六
無制限ノ債務ト保證	損害賠償請求	同	同	五九	實券ト商慣習	債權轉付金請求	同	同	七七
荷渡指圖書ト商慣習	損害賠償請求	同	同	六〇	爭アル證據	代金返還及損害賠償請求	同	同	七七
事實認定ノ誤謬	損害賠償請求	同	同	六一	所有權移轉ト證據ニ依ラサ ル認定	貸金請求	同	同	七八
保證債務ノ責任ノ内容	家賃金請求	同	同	六二	理由矛盾ノ不法	不當利得金返還請求	同	同	七八
矛盾ノ主張ト釋明ノ欠缺	家屋明渡請求	同	同	六三	支拂拒絶記載ノ效力	貸金請求	同	同	八二
爭點ト判斷ノ遺脱	爲替手形金請求爲替訴訟 衆議院議員當選ノ效力ニ對 スル異議	同	同	六四	法則適用ノ違背	小切手金請求	同	同	八三
獨力自書セザル投票	貸金請求	同	同	六五	内入金辨濟ト理由不備	出資金支拂請求	同	同	八五
債權讓渡ト判斷ノ遺脱	家屋明渡損害金請求	同	同	六六	事實認定ノ違法	請求異議	同	同	八六
家屋貸借保證ノ範圍	同	同	同	六七	事實認定ノ違法	貸金請求	同	同	八七

(三)

採證ノ違法	損害賠償請求事件	大正二年 三九八	大正五年 六・二九	八八	損害賠償請求	大正五年 三・一〇	大正五年 四・二九	六七
請求ノ訴旨不明ト釋明權 不行使ノ違法	不動産競賣不足額請求	同	同	一一〇	損害賠償請求	同	同	六七
理由不備ノ不法	不動產所有權移轉登記手續 請求	同	同	一一一	損害賠償請求	同	同	六七
利息制限ノ範圍超過ト不確 定ノ不法	貸金請求	同	同	一一二	損害賠償請求	同	同	六七
判斷ノ缺如又ハ誤解ノ判斷	約束手形金請求	同	同	一一三	損害賠償請求	同	同	六七
判斷ノ遺脱ニヨル破毀	建物取拂及損害賠償請求	同	同	一一四	損害賠償請求	同	同	六七
判斷ノ遺脱ニ基ク理由不備ノ 不法	登録實用新案第八二二三五 號權利範圍確認請求	同	同	一一五	損害賠償請求	同	同	六七
理由不備ノ違法	私生子認知請求	同	同	一一六	損害賠償請求	同	同	六七
理由不備ノ違法	強制執行異議	同	同	一一七	損害賠償請求	同	同	六七
事實認定ノ不當	貸金請求	同	同	一一八	損害賠償請求	同	同	六七
判斷遺脱ノ不法	貯金返還請求	同	同	一一九	損害賠償請求	同	同	六七
金額認定ノ違法	請負大工賃殘額請求	同	同	一二〇	損害賠償請求	同	同	六七
審理不盡理由不備ノ違法	爲替手形金請求爲替訴訟	同	同	一二一	損害賠償請求	同	同	六七
證據ニ副ハサル不法	寄託物返還並損害金請求	同	同	一二二	損害賠償請求	同	同	六七
賣渡擔保ノ目的物ヲ代物辨 濟トシテ受領ノ能否	貸金請求	同	同	一二三	損害賠償請求	同	同	六七
奉養米給付契約ト事實不確 定ノ不法	奉養米請求	同	同	一二四	損害賠償請求	同	同	六七
理由不備ノ違法	貸金請求	同	同	一二五	損害賠償請求	同	同	六七
當事者ノ主張ト判斷遺脱ノ 不法	前渡金返還請求	同	同	一二六	損害賠償請求	同	同	六七
理由不備ノ違法又ハ釋明義 務不盡ノ違法	家屋明渡請求	同	同	一二七	損害賠償請求	同	同	六七
合資會社清算人ノ適格	合資會社解散及清算人選任 確認並登記手續請求	同	同	一二八	損害賠償請求	同	同	六七

民事部 終

刑 事 の 部

標 題	事 件 名	事 件 番 號	年 月 日 渡	頁 數	告 白	殺 害 正 當 防 衛 上 檢 事 長 ノ 上 告	殺 人 被 告 事 件	大 正 一 四 年	大 正 一 五 年
證據調ナキ供述ト認定資料	贓物故買被告事件	大正一四四年 (札)一七四三	大正一五年 一・二〇	四九	殺害正當防衛ノ上告	殺人被告事件	大正一四四年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	六五
證據理由説明ノ欠缺	商標法違反被告	大正一五年 (札)一七九一	同 一・二七	四九	傷害ト相隣ノ親族	傷害被告	大正一四四年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	八
詐欺ト重大ナル事實ノ誤認	詐欺被告	大正一五年 (札)一七九一	同 一・二七	二〇	詐欺私文書偽造行使等量刑ノ不當	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一四
心神耗弱者ト刑ノ執行猶豫	傷害被告	大正一四年 (札)一六四二	同 二・二二	三	審理ニ關與セサル判事ト判決	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一五
窃盜ト刑ノ量定ノ不當ト思	窃盜被告	大正一四年 (札)一六四二	同 二・二二	一	實渡擔保ノ意義及效力	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
公文書偽造業務上横領ト量	公文書偽造業務上横領被告	大正一四年 (札)一六四二	同 二・二二	二	無罪ト連續犯ノ關係	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
刑ノ不當	公文書偽造業務上横領被告	大正一四年 (札)一六四二	同 二・二二	三	傷害ノ重要ナル態様ト虚無ノ證據	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
殺人ト刑ノ執行猶豫	殺人被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	收賄ト無罪	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
放火ト重大ナル顯著ノ誤認	放火被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	電信法三條二項ノ解釋	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
詐欺未遂ト刑ノ量定ノ不當	詐欺未遂被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	業務上横領ト證據ニ依ラサ	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
由	詐欺未遂被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	放火ト中止犯	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
賭博教唆ト重大ナル事實ノ	賭博教唆被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	法律ノ不知ト犯罪ノ成立	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
誤認ニ付檢事正ノ上告	賭博教唆被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	備	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
詐欺私文書偽造等重大ナル	詐欺私文書偽造等被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	私文書偽造行使等ト理由不	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
事實ノ誤認	詐欺私文書偽造等被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	備	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
恐喝ト刑ノ量定ノ不當	恐喝被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	背任ト刑ノ量定ノ不當	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
豫審調書ト豫審判事ノ署名	殺人未遂被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	窃盜ト執行猶豫	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
第何回ノ調書タルヤヲ明示	同	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	傷害致死ト正當防衛	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
セサルモノ	同	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	私文書偽造行使詐欺ト刑ノ	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
無効ノ調書ヲ除外シタルモ	同	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	量定	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
ト認メ難キモノ	同	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	幼稚ナル恐喝手段ト執行猶	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
賄賂ト重大ナル誤認	收賄賄賂被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	豫	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
横領ト事實ノ誤認	横領被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一	放火未遂ト中止ノ行爲	詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
放火未遂ト探發油點火證據	放火未遂被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一		詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
ニ依ラサル認定	傷害被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一		詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
選舉ノ際ノ傷害ト刑刑ノ不	傷害被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一		詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六
當	傷害被告	大正一四年 (札)一五八二	同 二・二四	一		詐欺私文書偽造行使被告	大正一五年 (札)一八二五	大正一五年 三・八	一六

標 題	事 件 名	事 件 番 號	年 月 日 渡	頁 數	告 白	殺 害 正 當 防 衛 上 檢 事 長 ノ 上 告	殺 人 被 告 事 件	大 正 一 四 年	大 正 一 五 年
源告ト檢事正ノ上告	源告被告事件	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・四	三二	賭博ト事實ノ誤認	賭博被告事件	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・四	六五
家屋明渡ノ執行ト恐喝未遂	恐喝未遂被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	傷害ト罰金刑ノ選擇	傷害被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
運動稱酬ノ給與ト刑ノ量定	衆議院議員選舉法違反及被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	收賄ト刑ノ量定	收賄被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
檢事長ノ上告	府會議員選舉罰則違反被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	御經ノ功德ト執行猶豫ノ上	窃盜住居侵入銃砲火藥類取	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
選舉違反ト犯罪ノ證明	府會議員選舉罰則違反被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	告	窃盜違反被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
急迫不正ノ被害ト防衛ノ程	傷害致死被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	殺人行爲ト時期	贓物故買贓物收受窃盜教唆	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
度	傷害致死被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	殺入未遂ト量刑ノ不當	殺人未遂被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
窃盜ト犯意ノ證明	窃盜被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	概括的ノ答辯ト探證ノ違法	有價證券虚偽記入行使詐欺	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
辯護權ノ制限	新聞紙法違反被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	程度ヲ超ヘタル防衛ト情狀	殺人被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
詐欺ト理由不備	詐欺被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	詐欺ト事實ノ誤認	詐欺被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
誤解ニ基テ殺人未遂	殺人未遂被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	事實認定ノ錯誤	公務執行妨害被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
詐欺私文書偽造行使ト執行	詐欺私文書偽造行使被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	合百ト犯罪ノ證明	賭博被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
猶豫	公文書偽造行使業務上横領	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	騒擾ト行爲ノ動機	騒擾家宅侵入傷害被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
業務上横領ト執行猶豫	公文書偽造行使業務上横領	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	傷害致死ト事實ノ認定	傷害致死被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
公訴ノ無罪ニ依ル私訴ノ却	詐欺森林窃盜及誣告被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	恐喝ト事實ノ誤認	恐喝未遂被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
下	詐欺森林窃盜及誣告被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	義妹ノ哀訴ニ因ル墮胎手術	墮胎被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
詐欺ト事實誤認	窃盜被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	不注意ニ因ル組合ノ金員使	業務上過失致死傷被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
恐喝ト執行猶豫	恐喝未遂被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	用ト量刑ノ不當	私文書偽造行使詐欺偽證教	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
封印破毀ト犯意ノ缺如	窃盜横領封印破毀差押標示	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	情狀ト執行猶豫	殺人被被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
横領ト刑刑ノ不當	横領被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	探證法則ト違反	業務上横領被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
偽證教唆ト刑刑ノ不當	偽證教唆被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	不注意ニ因ル組合ノ金員使	強姦成傷被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
公務執行妨害ト事實審理	公務執行妨害被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	嬰兒殺ト犯意ニ因ル執行猶	殺人被被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
殺人ト殺意ノ有無	殺人死體遺棄被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	藝妓見習ニ對スル暴行ト科	強姦成傷被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
放火ト事實ノ誤認	放火詐欺未遂被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	刑失當	強姦成傷被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
豫審調書ト斷罪ノ資料	傷害被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	改後ノ情狀著其他ノ情狀ニ	強姦成傷被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三
	傷害被告	大正一四四年 (札)一四三〇	同 四・一五	二九	因ル執行猶豫	強姦成傷被告	大正一四四年 (札)一四三〇	大正一五年 四・一五	四三

刑ノ量定甚シク不當	公文書偽造行使被告事件	大正一五年	大正一五年	七七	自白ノ證據價值薄弱ト無罪
放火未遂ト科刑ノ失當	放火未遂被告	(大正一五年) 四八七	(大正一五年) 〇二九	八二	傳染病豫防法違反被告事件
自殺加工行為ト事實認定ノ重大誤認	殺人被告	(大正一五年) 三三二	(大正一五年) 一〇二	八二	業務上横領公正證書原本不實記載行使詐欺被告
改換ノ情顯著其他ノ情狀ニ因ル執行猶豫	恐喝未遂被告	(大正一五年) 九八一	(大正一五年) 一〇四	七二	(大正一五年) 九五二
毀棄ト重大ナル事實誤認	詐欺被告	(大正一五年) 五〇三	(大正一五年) 一〇四	七八	(大正一五年) 一〇二
理由不備ノ違法	毀棄被告	(大正一五年) 九八三	(大正一五年) 一〇五	七一	(大正一五年) 一〇七
證據調ヲ經テ證據援引ニ基テ犯罪事實認定ノ違法	贓物牙保被告	(大正一五年) 四八四	(大正一五年) 一〇六	七六	(大正一五年) 一〇八
偽造爲替券ト所有者	詐欺横領被告	(大正一五年) 五四七	(大正一五年) 一〇九	八三	(大正一五年) 一一〇
重大ナル事實誤認	傷害致死被告	(大正一五年) 四六八	(大正一五年) 一〇九	六七	(大正一五年) 一一一
犯情ト執行猶豫	詐欺被告	(大正一五年) 五三一	(大正一五年) 一一三	八六	(大正一五年) 一一二
刑ノ量定不當	殺人未遂被告	(大正一五年) 二九九	(大正一五年) 一一五	九一	(大正一五年) 一一三
科刑過重	窃盜被告	(大正一五年) 五六〇	(大正一五年) 一一八	六六	(大正一五年) 一一四
恐喝ト執行猶豫	恐喝被告	(大正一五年) 一五二	(大正一五年) 一二三	六八	(大正一五年) 一一五
證據調ヲ經テ證據援引ニ基テ採用シタル違法	收賄賄賂被告	(大正一五年) 四四六	(大正一五年) 一二三	九五	(大正一五年) 一一六
改換ノ情顯著ト執行猶豫	家宅侵入窃盜銃砲火藥類取縮法違反被告	(大正一五年) 五一	(大正一五年) 一二四	六七	(大正一五年) 一一七
擬律ノ錯誤	詐欺被告	(大正一五年) 四七八	(大正一五年) 一二四	八三	(大正一五年) 一一八
保管スル他人ノ金員ノ不注	業務上横領被告	(大正一五年) 四六四	(大正一五年) 一二九	八七	(大正一五年) 一二〇
意圖消ト執行猶豫	傷害致死被告	(大正一五年) 一八七	(大正一五年) 一三〇	八九	(大正一五年) 一二一
犯情調諒スヘキ事情ト酌量	放火殺人未遂住居侵入被告	(大正一五年) 一六〇	(大正一五年) 一二二	九一	(大正一五年) 一二二
理由不備ノ違法	收賄被告	(大正一五年) 五〇五	(大正一五年) 一二二	九二	(大正一五年) 一二三
犯情ト執行猶豫	傷害致死被告	(大正一五年) 一五五	(大正一五年) 一二二	九四	(大正一五年) 一二四
泥醉上ノ傷害ト量刑不當					

刑事部

詐欺ト重大ナル事實誤認	業務上横領公正證書原本不實記載行使詐欺被告	(大正一五年) 一〇七	(大正一五年) 一一一	八五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一〇八	(大正一五年) 一一二	八六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一〇九	(大正一五年) 一一三	八七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一〇	(大正一五年) 一一四	八八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一一	(大正一五年) 一一五	八九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一二	(大正一五年) 一一六	九〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一三	(大正一五年) 一一七	九一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一四	(大正一五年) 一一八	九二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一五	(大正一五年) 一二〇	九三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一六	(大正一五年) 一二一	九四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一七	(大正一五年) 一二二	九五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一八	(大正一五年) 一二三	九六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一一九	(大正一五年) 一二四	九七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二〇	(大正一五年) 一二五	九八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二一	(大正一五年) 一二六	九九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二二	(大正一五年) 一二七	一〇〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二三	(大正一五年) 一二八	一〇一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二四	(大正一五年) 一二九	一〇二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二五	(大正一五年) 一三〇	一〇三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二六	(大正一五年) 一三一	一〇四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二七	(大正一五年) 一三二	一〇五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二八	(大正一五年) 一三三	一〇六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一二九	(大正一五年) 一三四	一〇七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三〇	(大正一五年) 一三五	一〇八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三一	(大正一五年) 一三六	一〇九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三二	(大正一五年) 一三七	一一〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三三	(大正一五年) 一三八	一一一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三四	(大正一五年) 一三九	一一二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三五	(大正一五年) 一四〇	一一三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三六	(大正一五年) 一四一	一一四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三七	(大正一五年) 一四二	一一五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三八	(大正一五年) 一四三	一一六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一三九	(大正一五年) 一四四	一一七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四〇	(大正一五年) 一四五	一一八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四一	(大正一五年) 一四六	一一九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四二	(大正一五年) 一四七	一二〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四三	(大正一五年) 一四八	一二一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四四	(大正一五年) 一四九	一二二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四五	(大正一五年) 一五〇	一二三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四六	(大正一五年) 一五一	一二四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四七	(大正一五年) 一五二	一二五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四八	(大正一五年) 一五三	一二六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一四九	(大正一五年) 一五四	一二七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五〇	(大正一五年) 一五五	一二八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五一	(大正一五年) 一五六	一二九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五二	(大正一五年) 一五七	一三〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五三	(大正一五年) 一五八	一三一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五四	(大正一五年) 一五九	一三二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五五	(大正一五年) 一六〇	一三三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五六	(大正一五年) 一六一	一三四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五七	(大正一五年) 一六二	一三五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五八	(大正一五年) 一六三	一三六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一五九	(大正一五年) 一六四	一三七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六〇	(大正一五年) 一六五	一三八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六一	(大正一五年) 一六六	一三九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六二	(大正一五年) 一六七	一四〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六三	(大正一五年) 一六八	一四一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六四	(大正一五年) 一六九	一四二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六五	(大正一五年) 一七〇	一四三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六六	(大正一五年) 一七一	一四四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六七	(大正一五年) 一七二	一四五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六八	(大正一五年) 一七三	一四六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一六九	(大正一五年) 一七四	一四七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七〇	(大正一五年) 一七五	一四八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七一	(大正一五年) 一七六	一四九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七二	(大正一五年) 一七七	一五〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七三	(大正一五年) 一七八	一五一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七四	(大正一五年) 一七九	一五二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七五	(大正一五年) 一八〇	一五三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七六	(大正一五年) 一八一	一五四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七七	(大正一五年) 一八二	一五五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七八	(大正一五年) 一八三	一五六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一七九	(大正一五年) 一八四	一五七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八〇	(大正一五年) 一八五	一五八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八一	(大正一五年) 一八六	一五九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八二	(大正一五年) 一八七	一六〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八三	(大正一五年) 一八八	一六一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八四	(大正一五年) 一八九	一六二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八五	(大正一五年) 一九〇	一六三
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八六	(大正一五年) 一九一	一六四
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八七	(大正一五年) 一九二	一六五
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八八	(大正一五年) 一九三	一六六
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一八九	(大正一五年) 一九四	一六七
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一九〇	(大正一五年) 一九五	一六八
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一九一	(大正一五年) 一九六	一六九
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一九二	(大正一五年) 一九七	一七〇
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一九三	(大正一五年) 一九八	一七一
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一九四	(大正一五年) 一九九	一七二
詐欺ト重大ナル事實誤認		(大正一五年) 一九五	(大正一五年) 二〇〇	一七三

上告論旨の教科書

昭和二年六月發行	大審院裁判例(一)	郵定總頁 稅價數 二金壹圓八十拾錢
昭和三年十月發行	大審院裁判例(二)	郵定總頁 稅價數 二金壹圓六十拾錢
昭和五年六月發行	大審院裁判例(三)	郵定總頁 稅價數 二金壹圓五十拾錢
昭和六年十二月發行	大審院裁判例(四)	郵定總頁 稅價數 百八十五拾錢
昭和七年十二月發行	大審院裁判例(五)	郵定總頁 稅價數 三金壹圓五十拾錢
昭和八年十二月發行	大審院裁判例(六)	郵定總頁 稅價數 四金壹圓八十拾錢
昭和九年十一月發行	大審院裁判例(七)	郵定總頁 稅價數 四金壹圓五十拾錢
昭和十年十月發行	大審院裁判例(八)	郵定總頁 稅價數 四金壹圓五十拾錢



大審院裁判例(一) 附典 定價 金壹圓五十拾錢

東京市日本橋區本町四丁目五番地五 岡崎源 一

法律新聞社

大賣捌所 東京 東海堂 東松堂 東隆堂 東井書

七 月 二 十 九 日 發 賣

法律新聞社編

判決要録

第二十六卷 昭和十一年版

本 卷 是

▲昨年中の判例が一律の下に集められてある。

判例の援用は新しい程効果的である。

昭和十年言渡の生きたビチビチした判例が諸氏の意のままに顔前に躍り出すであらう。

▲大審院で判例として公示したものは云ふ迄もなく、公示されない重要判例をはじめ、凡そ何等かの見地からして採るべき

判決は、之を全国津々浦々の裁判所から集めて採録されてある。

▲重要判例の二、三を挙げれば

女子の地位に關する大阪地方の重要判決、妻の行爲の取消權に就ての大審院判決、比較法學上重要な英國法の解釋、温泉

及地下水に關する獨特の判例、刑事では有名な「新湖南事件」大川周明博士事件、昭和義民傳、小川平吉氏等二審判決、

死刑から無罪へ、等々。

▲判例總數實に千三百五十件——紙數千八百頁に達するものである。然し徒らに量の大を誇るものではない。精撰されたる

其の質、かゆい所に手の届く判決理由の配列等斷じて他の追隨を許さない。

送 料 内地 (普通) 一一二錢

四六版總革製千八百頁 定價六圓

臺灣、樺太四七錢(書留)六二錢
朝鮮、滿洲、南洋(書留)六二錢

發 行 所

東京市日本橋區本町四丁目五番五
電話日本橋(2)一九三七番
振替東京五二五五番

法 律 新 聞 社



